

令和 6 年度糸満市障害福祉サービス事業所におけるモデル B C P 策定業務 提携事業者選定要領

1. 目的

本要領は、「令和 6 年度糸満市障害福祉サービス事業所におけるモデル B C P 策定業務」に係る業務提携の相手方となる障害福祉サービス事業者の選定にあたり、その選定方法等について、必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 業務名

令和 6 年度糸満市障害福祉サービス事業所におけるモデル B C P 策定業務

(2) 業務提携期間

業務提携契約締結日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで

(4) 業務内容

別紙「令和 6 年度糸満市障害福祉サービス事業所におけるモデル B C P 策定業務仕様書」のとおり

(5) 履行場所

糸満市

(6) 選定事業者数

1 ～ 3 事業所程度

3. 参加資格

本業務提携に参画できる者は、糸満市内に障害福祉サービス事業所を有する法人であり、避難行動要支援者の個別避難計画作成に協力する意思のある次のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設

(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者

4. スケジュール

提携事業者選定の日程は、以下のとおりとする。

項目	期日等
公募内容の公表（ホームページ）	令和6年11月19日（火）
参加申込書の受付期間	令和6年12月 2日（月） 9時00分 ～ 令和6年12月 4日（水） 17時00分
審査結果の通知	令和6年12月 9日（月）※別途
業務提携覚書の締結	審査後速やかに

5. 配布資料

- (1) 令和6年度糸満市障害福祉サービス事業所におけるモデルBCP策定業務提携事業者選定要領
- (2) 令和6年度糸満市障害福祉サービス事業所におけるモデルBCP策定業務仕様書
- (3) 各種様式（様式第1号～様式第2号）

7. 応募方法

- (1) 参加申込書の提出について

①提出書類 次に掲げる書類

提出書類	提出部数・備考
参加申込書（様式第1号）	1部
BCP策定業務の実施体制（様式2号）	
作成中または作成済のBCPの写し	
障害者総合支援法又は児童福祉法に規定する事業者の指定を受けている旨を証する書面（事業所指定書）の写し	

- ②受付期間 令和6年12月2日（月）9時00分～
令和6年12月4日（水）17時00分 ※期限内必着
- ③提出先 糸満市障害福祉課
- ④提出方法 持参によるものとし、午前9時から午後5時（午後0時から午後1時を除く）までに提出すること。**申込書受付時に簡単なヒアリングを行うため、申込には本業務の主任担当者が必ず帯同すること。**また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなします。
- ⑤その他 必要に応じ、追加書類を求めることがあります。

8. 審査方法

(1) 参加申込書による書類審査

提出された参加申込書に基づいて書類審査を実施し、選定委員により「9 評価基準及び配点」に基づき審査する。優先候補者は、各審査委員の採点の平均点数が一番高い事業者とする。ただし、平均点数が60点未満の事業者は優先候補者とししない。

(2) 参加申込書は公開しない。

9. 評価基準及び配点

評価項目	内容（着眼点・視点）	配点
提供しているサービス	○避難行動要支援者の対象となる可能性が高いサービス提供事業者に加点。※複数該当する事業所は高いほうの点数で加点。 (1)日中活動系サービスのうち、生活介護 40点 (2)訪問系サービス 30点 (3)生活介護以外の日中活動系サービス 20点 (4)居住系サービス 10点 (5)障害児通所系サービス 10点 (6)重症心身障害児又は医療的ケア児を受け入れている事業所 40点	40点
事業所の立地	○ハザードマップで示す津波浸水地域等にある場合、加点する。	20点
事業種類・利用者数	○事業規模の大きさとBCPの内容が複雑化するため、事業種類・利用者数を相対評価する。	10点
事業の実施・協力体制	○事業が円滑に実施できる体制が確保されているか	10点
BCPの取組状況	○BCP作成に取り組んでいるか。 ※BCP作成主体性はあくまで事業所にあり、糸満市が作成代行する事業ではないことを理解しているか。	10点
BCP作成の課題整理	○BCP作成における課題を理解し、課題解決に向けて整理がされているか。	10点
計		100点

10. 審査結果の通知

審査の結果は、優先候補者を決定した後、令和6年12月9日(月)(※予定)までに審査を受けた事業者に対して通知する。

11. 業務提携

優先候補者と提携内容等の詳細を協議のうえ、業務提携事業者として決定し、業務提携覚書を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。